

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により 被災されたお客さまに対する託送料金等の特別措置について

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雨の被害により、災害救助法が適用された青森県の1市1町1村およびその周辺地域2市4町2村の計11市町村^{*1}において、下記の特別措置を講ずることとし、2021年8月12日付で経済産業大臣宛に認可申請を行い、2021年8月16日、認可されました。

記

このたびの大雨により被災されたお客さまへ電気を供給している小売電気事業者さま等からお申し出があった場合に、小売電気事業者さま等を対象に、被災されたお客さまに関する以下の特別措置を講じることとしております。

1. 接続送電サービス料金等^{*2}の料金算定日の延伸

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2021年7月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る）、8月分、9月分および10月分の料金算定日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月から6カ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金（不使用料金^{*3}）は申し受けません。

3. 不使用地点における再建等に係る工事費負担金^{*4}の免除

被災時から引続きまったく電気を使用せず、一時的に契約を廃止し、被災前と同じ契約内容で2022年2月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 再建等に係る臨時工事費^{*5}の免除

再建等のため、2022年2月末日までに臨時接続送電サービスの使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 使用不能設備相当分の基本料金の免除

電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の基本料金は、2022年2月末日まで申し受けません。

6. 再建等に係る諸工料の免除

再建等のため、2022年2月末日までに引込線、計量器および通信設備等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料^{※6}は申し受けません。

※1) 特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

託送料金等の特別措置の適用対象市町村（8月10日時点：11市町村）

■災害救助法適用対象市町村（1市1町1村）

青森県：むつ市、上北郡七戸町、下北郡風間浦村

■隣接市町村（2市4町2村）

青森県：青森市、十和田市、東津軽郡平内町、上北郡横浜町、上北郡東北町、下北郡大間町、下北郡東通村、下北郡佐井村

※2) 小売電気事業者さま等が、当社設備を介して当社エリアに電気を供給する際の料金。小売電気事業者さま等から当社に対して、お支払いいただくもの。

※3) 不使用料金は、基本料金の半額といたします。

※4、5、6)

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまよりご負担いただくものをいいます。

■お問い合わせ先

詳細につきましては、当社ネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》

ネットワークサービスセンター TEL. 0570-783501

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から12時、午後1時から午後5時まで

以 上